

平成25年6月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成25年6月19日～20日

場 所 第3委員会室

平成25年 6 月 19 日 (水曜日)

午前 9 時 59 分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○議案

・議案第 1 号 平成25年度宮崎県一般会計補正予算 (第 1 号)

・報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
[平成24年度宮崎県一般会計補正予算 (第 6 号)]

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・平成24年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・平成24年度宮崎県公営企業会計 (電気事業) 予算繰越計算書
- ・平成24年度宮崎県公営企業会計 (電気事業) 継続費繰越計算書

○請願第26号 小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願

○請願第27号 学級編制基準・学級編制基準日の改善、高校の納付金の軽減、学校の耐震化、安全・安心の給食を求める請願

○その他報告事項

- ・「宮崎県における警察署の在り方検討委員会」からの提言について
- ・特殊詐欺の現状と対策について
- ・公立学校施設の耐震化の状況について
- ・一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設

における指定管理者の第三期指定について

- ・電力システム改革の動向について
- ・発電所施設見学ツアー (綾第二発電所) について

出席委員 (7 人)

委 員 長	田 口 雄 二
副 委 員 長	二 見 康 之
委 員	福 田 作 弥
委 員	中 村 幸 一
委 員	松 村 悟 郎
委 員	重 松 幸 次 郎
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

県警本部

警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
警 務 部 長	久 米 一 郎
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	黒 木 典 明
生 活 安 全 部 長	深 田 周 作
刑 事 部 長	横 山 登
交 通 部 長	武 田 久 雄
警 備 部 長	山 内 敏
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	柳 田 勇
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	内 山 義 和
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 地 域 課 長	松 山 邦 廣
総 務 課 長	片 岡 秀 司
会 計 課 長	草 留 勉
少 年 課 長	河 野 俊 一
交 通 規 制 課 長	永 友 逸 郎

運 転 免 許 課 長 長 友 信 明

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹 鬼 川 真 治

教育委員会

政 策 調 査 課 主 幹 牧 浩 一

教 育 長 飛 田 洋

教 育 次 長
(総 括) 高 原 みゆき

教 育 次 長
(教育政策担当) 西立野 康 弘

教 育 次 長
(教育振興担当) 中 野 通 彦

総 務 課 長 梅 原 裕 二

財 務 福 利 課 長 入 倉 俊 一

学 校 政 策 課 長 谷 口 英 彦

学 校 支 援 監 今 村 卓 也

特 別 支 援 教 育 室 長 坂 元 巖

教 職 員 課 長 早 日 渡 志 郎

生 涯 学 習 課 長 村 上 昭 夫

ス ポ ー ツ 振 興 課 長 日 高 和 典

文 化 財 課 長 田 方 浩 二

人 権 同 和 教 育 室 長 花 岡 道 義

企業局

企 業 局 長 濱 砂 公 一

副 局 長 城 野 豊 隆

技 監
(土 木 担 当) 井 上 康 志

技 監
(電 気 ・ 機 械 担 当) 相 葉 利 晴

総 務 課 長 緒 方 俊

経 営 企 画 監 新 穂 伸 一

工 務 課 長 本 田 博

開 発 企 画 監 喜 田 勝 彦

電 気 課 長 白 ヶ 澤 宗 一

施 設 管 理 課 長 山 下 雄 一

総 合 制 御 課 長 田 村 秀 秋

○田口委員長 おはようございます。ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました議案等について、本部長の説明を求めます。

○白川警察本部長 おはようございます。警察本部長の白川でございます。本日の常任委員会どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長初め、委員の皆様には、日ごろから本県警察の運営に関しまして深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日御審議いただきます公安委員会関係の議案及び報告につきましては、次の5件であります。

提出議案といたしまして、「専決処分承認を求めることについて」、報告といたしましては、

「損害賠償額を定めたことについて」、「繰越明許費繰越計算書について」、またその他の報告といたしまして、「宮崎県における警察署在り方検討委員会からの提言について」、それと「特殊詐

欺の現状と対策について」であります。

本日はそれぞれ関係部長から説明をさせますので、御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○田口委員長 本部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案等に関する説明を求めます。

○久米警務部長 それでは、平成25年6月定例県議会提出の報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」につきまして御説明いたします。

お手元に資料が、「文教警察企業常任委員会資料」がございますので、これをめくっていただきまして、資料1をごらんください。

これは、「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」の公安委員会関係歳出予算に係るものでありまして、警察費の警察管理費について、平成24年度中の退職手当が確定したことにより生じた不用額7,154万4,000円の減額補正に係る専決処分について承認をお願いするものであります。

その理由につきましては、条例改正に伴う減額等により、最終的な支給額が予算額を下回ったことによるものであります。

以上で説明を終わります。

○田口委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はございませんか。

○徳重委員 ただいま専決の7,154万4,000円という数字を示されたところでございますが、ここで2人と書いてありますが、退職者は2人と理解していいんですかね。

○久米警務部長 これは増減でございまして、2人退職者がふえたという、一番下の部分でございませぬ。

○徳重委員 はい。

○久米警務部長 専決額という一番下の欄のこの額及び人数につきましては、決算と補正後予算との差でございます。

○徳重委員 2人退職者がふえたと、そのような理解でよろしゅうございますか。

○久米警務部長 そのとおりでございます。

○田口委員長 よろしいですか、質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、質疑を終了いたします。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○久米警務部長 「平成25年6月定例県議会提出報告書」の「損害賠償額を定めたことについて」御報告いたします。

お手元の「平成25年6月定例県議会提出報告書」とある冊子でございしますが、これの4ページをごらんください。定例県議会提出報告書、薄い冊子でございしますが、これの4ページになります。

今回御報告する事案は、ここに記載の7件でありまして、全て県有車両による交通事故であります。

まず、1番目の事案であります。宮崎南警察署の警察官が、捜査用自動車を運転して踏切内を通過する際、側方の安全確認不足により、対向してきた自転車と接触し、相手方が転倒した事故であります。

この事故により、相手方運転者に右前胸部打撲等の傷害が発生したため、相手方に対し、治療費などとして99万1,979円を自賠責保険及び県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

2番目の事案は、宮崎南警察署の警察官が、捜査用自動車を運転してT字路交差点を左折す

る際に、後方の安全確認不足により、左後方から同一方向に進行していた原動機付自転車と接触し、相手方が転倒した事故であります。

この事故によりまして、相手方運転者に左足中指骨折等の傷害及び車両の修理費用が発生しておりますが、過失割合が、警察官の過失は80%、相手方運転者の過失は20%でしたので、相手方に対し、過失割合に応じた治療費などとして66万4,346円を自賠責保険及び県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

3番目の事案は、宮崎北警察署の警察官が、捜査用自動車を運転し、捜査のために立ち寄ったコンビニエンスストアの駐車場内において、バックで発進させようとした際、後方の安全確認不足により、進行中の相手方車両に接触した事故であります。

この事故については、過失割合が、警察官の過失は80%、相手方運転者の過失は20%でしたので、相手方に対し、過失割合に応じた車両の修理費用として4万58円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

4番目の事案は、宮崎南警察署の警察官が、捜査用自動車を運転し、捜査のために立ち寄ったショッピングセンターの駐車場内において、バックで駐車しようとした際、後方の安全確認不足により、駐車中の相手方車両に接触した事故であります。

この事故については、相手方に対し、車両の修理費用として4万4,000円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

5番目の事案は、警察本部生活安全企画課の警察官が、捜査用自動車を運転し、捜査のために立ち寄ったディスカウントショップの駐車場内において、バックで駐車しようとした際、後方の安全確認不足により、駐車中の相手方車両

に接触した事故であります。

この事故については、相手方に対し、車両の修理費用として6万7,280円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

6番目の事案は、都城警察署の警察官が、警ら用無線自動車で交通違反取り締まり中、違反車両を認め停止させる際、左側車線を走行中の違反車両を注視していたことから、前方に停車していた相手方車両に気づくのがおくれ、追突した事故であります。

この事故については、相手方に対し、車両の修理費用として14万3,990円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

7番目の事案は、宮崎北警察署の警察官が、警ら用無線自動車で交通違反取り締まり中、違反車両が停車した駐車場内において、バックで駐車しようとした際、後方の安全確認不足により、設置されていたステンレス製案内板に衝突した事故であります。

この事故につきましては、駐車場所有者に対し、案内板の修理費用として2万6,250円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

以上が各損害賠償の内容ですが、交通事故防止につきましては、平素から職員に対する指導教養や実技訓練を実施しているところでありますが、今後とも防止対策を強化して、事故の絶無に努めてまいります。

続きまして、「平成24年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」につきまして御説明いたします。

ただいまごらんいただいております冊子の14ページをお開きください。

一番下に記載しております警察本部の平成24年度の繰越明許費は、交通安全施設緊急整備事業1億5,795万円であります。

この事業は、国の緊急経済対策により、信号機柱の老朽化対策、信号機電源付加装置の整備、通学路対策等の交通安全施設に係る経費を平成24年2月補正で承認いただきました事業であります。

しかし、昨年度では工期が不足したことから、予算の繰り越しの承認をいただき、本年度に予算を繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項に基づきまして報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○田口委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

報告事項についての質疑はありませんか。

○重松委員 先ほどの損害賠償額についての事項について、警ら中の警察官は、お一人ではなく、2人で同乗されていたんでしょうか、何人かの乗り合わせはされていたんでしょうか。

○黒木警務部参事官兼首席監察官 公務中の事故でございます。通常では大体原則的に2名、同乗者もおります。

○重松委員 ということでもありますので、前方不注意とか、後方不確認であるということであれば、もう一人助手席に乗っていらっしゃる方が誘導されている等々はなされていたんでしょうけども、そこにまた不注意があったということなんでしょうか。

○黒木警務部参事官兼首席監察官 誘導がちょっと完全になされていなかったということなので、今確実にバックする場合は同乗者が確認をするように指示をしておるところでございます。

○重松委員 どうぞ引き続き御注意をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。よろし

いですか、次に移っていいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、以上で報告事項の質疑は終了いたします。

それでは次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○久米警務部長 「宮崎県における警察署の在り方検討委員会」からの提言につきまして、御報告いたします。

先ほどごらんいただきました「文教警察企業常任委員会資料」、こちらの資料2をごらんください。

「宮崎県における警察署の在り方検討委員会」といいますのは、こちら資料2に記載しております1の委員名簿のメンバーを構成員といたします、警務部長の依頼に係る諮問機関であります。

当県では、13警察署のうち半数以上の7警察署が築40年以上の老朽化した庁舎となっておりますが、一方で県の財政は大変厳しい状況にあります。

このような状況の中で、警察署の建てかえについて県民の理解を得るためには、その警察署の存続の必要性を十分に検討すべきであるという考えから、当委員会での検討をお願いしたものであります。

当委員会は本年3月に設置し、3月7日の常任委員会で、その設置目的等を報告しております。本日はその検討結果を報告するものであります。

委員会による検討事項は、2にありますように、合併による統廃合や管轄区域の見直しなどの警察署再編の必要性に関することとそれを踏まえた警察署庁舎整備の必要性に関することとあります。

会議の開催状況は、3にありますとおり、3月から5月にかけて、4回の会議を実施いたしました。

第1回目の会議では、委員に本県の警察署の現状や課題を理解していただくための説明を実施いたしました。

第2回目は、えびの署や高岡署等の視察を実施した上で、会議を実施いたしました。

第3回、第4回で、さらに協議、検討を重ね、第4回目の最後に提言をいただいたところであります。

お手元に別添資料1をお配りしております。これがその提言になります。薄いほうでございます。

それから、別添資料2、ちょっと厚いほうでございますが、これが委員会の会議で使用した資料でありまして、委員会においてどのようなことについて検討したのかがおわかりいただけるように添付しているものであります。

提言の概要につきまして御説明いたします。

先ほどの資料2のほうに戻っていただきたいと思っております。こちらの資料の4に記載しているとおりであります。

提言は、ここに書いてある(1)警察署の統廃合について、(2)警察署の建てかえについて、(3)警察署の設置場所について、最後に(4)その他の4つの項目で構成されております。

(1)の警察署の統廃合であります。えびの、串間、高千穂、高岡署について、隣接署との統廃合の必要性を検討いたしましたが、いずれも「その必要はない」との結果になっております。

つまり、えびの署は、廃止することにより、県境の交通要衝における警察力維持や地震及び新燃岳の爆発的噴火の際の災害対策に支障が生

じるとともに、こうした災害により小林署が機能不全に陥った場合のバックアップ機能が失われることとなる。

串間署は、廃止することにより、県境の交通要衝における警察力維持や大津波が発生した際の災害対策に支障が生じるとともに、大津波により日南署が機能不全に陥った場合のバックアップ機能が失われることとなる。

高千穂署は、廃止することにより、県境の交通要衝における警察力維持への支障、延岡署と統合した場合に管轄面積が広大になることによる各種警察業務への支障が懸念されるとともに、大津波により延岡署が機能不全に陥った場合のバックアップ機能が失われることとなる。

高岡署は、廃止することにより、業務多忙な宮崎北・南両署と統合した場合、各種警察業務への支障が懸念されるとともに、大津波により両署が機能不全に陥った場合のバックアップ機能が失われることとなるなどの考え方から、4署とも必要な警察署であるという結論に至りました。

次に、(2)の警察署の建てかえについてであります。

県内の警察署は、長寿命化を図りつつ、老朽化し、機能が低下したものは、順次建てかえていく必要があるとしており、中でも庁舎の耐震構造が基準を満たしていないえびの署、水害に対して脆弱な高岡署、庁舎が最も古い都城署につきましては、建てかえについて早急に検討すべきと結論づけられております。

次に、(3)の警察署の設置場所についてであります。

警察署の移転を行う場合には、住民の利便性、他の官公署との連絡、交通の利便性、通信の確保といったことに配慮するほか、東日本大震災

の教訓から、災害発生時に安全な場所であることにも十分な配慮が必要であるという内容となっております。

最後に、(4)のその他についてであります。各委員から出た意見をまとめたものであり、「治安の過疎化はあってはならず、警察署を可能な限り存続させることが重要、災害時に物資が流入する県境の交通要衝の市町村には警察署を置くことが必要、女性警察職員に配慮した仮眠室や更衣室等の整備が必要」などの内容となっております。

提言の内容は以上であります。この提言につきましては、県警のホームページ上に公開するとともに、県民からの御意見を受け付けております。

今回いただいたこの提言につきましては、今後の警察運営に反映させ、県警の運営方針であります「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」を実現してまいりたいと思います。

私からは以上であります。

○横山刑事部長 続きまして、「特殊詐欺の現状と対策」について、お手元にお届けしております資料3に基づき御説明をいたします。

お手元の資料の説明の前に、特殊詐欺というものの手口類型として全国の特殊詐欺の現状について、簡単に御説明いたします。

まず、特殊詐欺の手口類型でありますけれども、これは従来からの振り込め詐欺と振り込め詐欺の手口が進化した振り込め類似詐欺をあわせた総称であります。

振り込め詐欺は、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺の4つの手口類型を言っております。また振り込め類似詐欺といいますのは、あらかじめダイレクトメールなどを送りつけて、社債や株券の購入、ある

いは事業への投資等を名目に現金をだまし取る金融商品等取引名目の詐欺が一つであります。

さらに、パチンコ必勝法、あるいはロト6当選情報などを口実に現金をだまし取るギャンブル必勝情報提供名目の詐欺などの新たな手口類型のことでありまして、平成23年からこれらを特殊詐欺と総称して、全国の警察が捜査を強化しているところであります。

全国の特殊詐欺の現状であります。昨年の認知件数は8,693件、被害額約364億円でありまして、1日当たり約1億円の被害が認知された計算になります。また、本年も認知件数、被害額ともに増加傾向にあり、大変厳しい状況であります。

増加の主な要因としましては、振り込め類似詐欺の増加と振り込め詐欺の1件当たりの被害額が上昇したことなどが挙げられます。

それでは、県内の状況につきまして、お手元の資料「特殊詐欺の現状と対策について」に基づき御説明をいたします。

まず、1 特殊詐欺の現状の(1) 県内の認知状況の推移(平成16年以降)の表についてであります。平成22年以降新たな手口の振り込め類似詐欺が出現し、23年以降の統計が全国警察とも特殊詐欺全体としての統計数値になったために、一概にそれ以前との比較は困難であります。平成20年をピークに振り込め詐欺自体は減少傾向にあったものの、本県におきましても、全国の傾向同様に「振り込め類似詐欺」の増加によって、認知件数、被害額ともに増加に転じております。

次に、(2)の本年の県内認知状況であります。本年5月末現在の状況は、18件、被害額で9,250万円で、昨年同期との比較では、5件7,059万円の増加となっております。

認知の内訳としては、金融商品等取引詐欺などの振り込め類似詐欺が14件6,734万円と、全体の約7割以上を占め、全体の特徴についても、1件当たりの被害額が平均513万円という増加傾向にあります。

次に、(3)の県内の検挙状況の推移について御説明をいたします。

特殊詐欺事件の検挙につきましては、実行犯のほとんどが東京等の首都圏を拠点にして、また中間の共犯者に面識のない者を多数介在させることなどから、実行犯グループの検挙に長期かつ困難を伴う状況にあります。

そのため、警察では、特殊詐欺事件の犯行ツール、犯行の手段や用具でありますけれども、そういうものとして使用された預貯金口座や携帯電話等の不正取得または譲渡行為を詐欺を助長する犯罪として検挙し、実行犯につなげる捜査を粘り強く展開しているところであります。

昨年は、実行犯及び助長犯を含め74件を検挙しているところであります。

次に、(4)の今年の県内の検挙状況であります。5月末現在の検挙は、詐欺の実行犯及び助長犯全体で27件、18人となっております。前年同期との比較はいずれも22件、12人の増であります。

次に、番号2の対策についてであります。その主な抑止への取り組みについて御説明をいたします。

本県警察では、平成20年8月18日付で、警察本部長を長とする「振り込め詐欺撲滅総合対策推進本部」を設置し、組織の総力を結集した対策を推進しているところであります。

まず、(1)の広報啓発活動の推進であります。

特殊詐欺は、犯行の手口が日々巧妙化、悪質化し、また高齢者の被害が多いということから、

巡回連絡とか、各種会合等における防犯講話、市町村広報紙、宮崎市内の中心部に設置されております大型ビジョンの活用、防犯メール、マスコミの協力などにより、最近の犯行手口を交えながら繰り返し注意喚起を実施しているところであります。

次に、(2)の金融機関等関係機関団体との連携についてであります。

平成24年中の分析では、特殊詐欺の送金手段として金融機関のATMと窓口の利用が全体の77%で最も多い一方、抑止の面においても、ATMや窓口での金融機関関係者等による被害者への声かけ等により約3,700件、95億円が被害に遭わずに未然防止できたことも判明しております。

そこで、警察では、毎月15日、年金支給日でありますけれども、特殊詐欺の被害発生ゼロの日に指定しまして、警察官を最大限動員するとともに、金融機関や安全・安心パトロール隊、ボランティアの皆さんの御協力を得て、県内一斉に金融機関やコンビニ等のATM機及びその周辺における被害防止の声かけによる水際対策を強化しております。

また、警察本部や各警察署単位による金融機関との「振り込め詐欺防止の担当者連絡会」、あるいは未然防止実地訓練の開催などにより連携強化を図っているところであります。

その結果、本県では、昨年から本年5月末までにかけて、金融機関職員の方々の声かけ等により11件、約2,800万円の被害防止が図られております。

次に、(3)の犯行ツール遮断対策の強化についてであります。

警察では、現実に犯行に使われた銀行等の口座や携帯電話などが再使用されないよう、認知

後、直ちに情報分析を行った上で、金融機関に対する口座凍結や携帯電話会社に対する携帯電話契約者の確認をお願いし、使用不能の手続を要請することとしております。

また、犯行に使用された携帯電話に直接警察が電話をかけたり、自動架電システムを利用し、再被害抑止の措置も行っているところでありませ

す。その一つ、事例を申し上げますと、平成24年4月から5月にかけて、宮崎市内において発生した連続オレオレ詐欺未遂事件に関して自動架電システムを使用し、犯行に使用された7回線に合計700回の警告電話を連続発信し、犯人グループの携帯電話の不能化に成果を上げております。

最後に、(4)の合同・共同捜査の推進についてであります。

本県警察では、助長犯から首都圏等で暗躍する実質犯グループへの迅速な突き上げ捜査を図るために、事件が競合する都道府県警察との合同・共同捜査による検挙活動を強力に推進しているところでありませ

す。昨年は、兵庫県警など6県警察との架空請求詐欺事件など3つの事件について合同・共同捜査を実施し、本年も警視庁など数府県警察との2つの広域特殊詐欺事件について合同捜査を展開し、主犯格グループの検挙を推進しているところでありませ

す。先日は、このうちの一つの共同事件に関し、捜査員81名を東京都内等に出張させ、主犯格グループ3名を逮捕するとともに、犯行拠点たる事務所など数カ所を捜索し、証拠品多数を押収しているところでありませ

す。これら特殊詐欺事件は、人の信用につけ込み、特に高齢者を狙うなど、県民生活を脅かす卑劣

かつ悪質な組織的犯罪であります。

警察としては、今後とも県民の皆様の御理解と御協力を得ながら、官民一体となった未然防止対策と徹底検挙に努めてまいり所存でありますので、委員の皆様様の御理解と御協力を引き続きお願いいたします。以上であります。

○田口委員長 ありがとうございます。その他報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○徳重委員 在り方検討委員会、実は私は都城ですが、都城警察署の建てかえについて、一番古い56年といったら、皆さんそれこそお互いに生まれた前後の話というぐらい古いわけでありまして、当然建てかえは必然的に出てきた問題だと、こう思ってるんですが、これを早期に検討を行うべきだという委員会の御意見のようでございますが、やはり何年度には建てかえてほしいということをしつかりと皆さん方のほうでも言っていたかかないと、県としては予算組みができないんじゃないかなという気がするんです。

だから、非常に困ってるんだと、仕事を遂行していく中でこういうことで困ってますので、いつまでにはちゃんとやってくれという申し入れをしていただきたいと私はこう思うんです。それは予算がと言いだしたら切りのない話で、1年延ばしたらいいのかと、3年延ばしたらいいのか、5年延ばしたらいいのかということになってしまいますので、それは何とか起債等々もあるわけですから、できるわけですから、私はできないことはない、皆さん方がこういうことで困ってるんだと、例えば駐車場だって非常に狭い。本当にいろいろなことで相談

に行く場合でも、駐車場一つ見つけれないというような状況にありますので、何とか考えてほしいなど、あそこの場所を変更してでも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○久米警務部長 私どもといたしましても、この提言を踏まえまして、鋭意調査検討を進めた上で必要な手続を進めていきたいと、そう考えております。

○徳重委員 ぜひ進めていただきたいと、よろしくをお願いします。

○松村委員 二、三日前にフェイスブックで、「お友達から3,000万円当たりましたというメールが送られてきた。当たってラッキーなのか、これは僕が当たるはずないよね」といった書き込みがあったら、次々に書き込みが入ってきて、「いや、僕も1億円当たったよと言われたとメールが入ってきた」と、「これは悪質なサイトへ誘導する詐欺だよ」というそれぞれのコメントが入ってきたんですけど、私は返すときに、「僕は残念ながら、5,000万も3,000万も1,000万も当たったという通知はないよね」とお返ししたんですけど、そういうこれ詐欺だよという認識でみんながメールやりとりしたんですけど、こういう悪質なサイトに入る、呼び込むような何というんですか、宝くじ詐欺というのか何かそういうようなのがよくあるというふうに聞いてるんですけど、そういうのは振り込め詐欺じゃなくて、悪質サイトに入ったことによって、そこやりとりすることで、いわゆる何というんですか、そこの使用料というんですか、入っただけでお金を取られて、時間を幾つかやりとりしていると、何十万、何百万になるというらしいんですけども、そういう悪質なサイトに誘い込むようなメールというのは、警察のほうではそ

ういう情報を部署なんかでチェックしたりして、それを発信の出元というか、そういうのを何か捜査してるというのは当然あるんでしょうけど、そのあたりの状況というのはどうなんでしょうか、ちょっとわかれば教えていただきたいんです。

○深田生活安全部長 おっしゃるような相談が結構ありまして、要は今委員がおっしゃいました詐欺とか、悪質商法等々に係る24年中の相談でありますけども、1,100件ほどそういう御相談がございまして、その対策については非常に今サイバー対策室というのをつくりまして、しっかり対応しておるところであります。サイバー対策室で今一番力を入れておる、そういう予防の件でありますけども、まさにそういうサイトに引き込まれないようにというようなことを全県下に今学校関係、それから一般の企業、これにも今しっかりやっておるところでありまして、昨年サイバーセキュリティカレッジというのを98回実施をしまして、約2万人余りの人が受講をしております、今委員が御指摘のような、そういうサイトに引き込まれないようにうちのほうで防犯対策を講じておるところであります。

それから、そういうサイトについての捜査でありますけども、これについてもサイバー対策室でいろいろ検索もやっておりますけども、インターネットホットラインセンターというのがございまして、これは東京のほうでやっております、これが宮崎に関係するということであれば、そのまま宮崎県警に連絡が来ます。どこでやっておるかかわからないということであれば、インターネットホットラインセンターというところが一回警視庁に落としまして、そこでまたいろいろ捜査をして、これはどうも宮崎に近い

ということであれば宮崎に連絡が来るというようなことで対策をとっておるところでございます。よろしいでしょうか。

○松村委員 結構相談の件数も多いようでございますが、相談しない、要するに携帯電話の会社から請求書が来たら20万だとか30万だった、それぐらいでなかなか被害届出さないの、隠れた被害というのは結構たくさんあるんじゃないかと想像されるんですけど、非常にイタチごっこで、向こうも巧妙で、次から次から新しい手口というのが出てくるので大変ですけど、被害に遭わないという、そういうのはもちろん大事でございますけど、加害者を許さないという、新しいそういう手口とかを僕らもなかなかそういうのわかりにくいんですけども、最先端の警察ですので、そのあたりもできるだけ未然にたたき潰していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

○田口委員長 いいですか。

○松村委員 もう一ついいですか、直接関係ないんじゃないかと思うんですけど、新聞で安愚楽牧場の代表が検挙されたということが新聞に載ってたんですけども、これに関しては、本県でも安愚楽牧場系の関連する方々というか、農場の方がいらっしゃったんでしょうけど、これに関して宮崎県のほうはどういう何かかわりというか、そういうのは今回のやつはあったんでしょうか。

○横山刑事部長 警視庁捜査二課が捜査に着手したということについて、新聞等で報じられておることについては承知しております。宮崎県警において、安愚楽牧場関連の事件についての届け出、あるいは相談等について、現時点で認知してる状況はございません。過去において相談等が行われて、新聞の範囲内でありま

すけれども、検察庁で処分されたというか、そういうこともあわせて報じられておりますけれども、警察として認知してる状況はありません。今後預託農家の関係とか、いろいろな関連捜査で連携をとるようなことが出てくれば、適切に捜査についても対応していきたいというふうに考えております。

○松村委員 ありがとうございます。済みません。

○田口委員長 はい。その他の報告事項で質疑はございませんか、よろしいですか。

○二見副委員長 この「警察署の在り方についての提言」というのを見させていただいて思うんですけども、この委員会に付託されたのは、「宮崎県における警察署の在り方について検討する」ということになってますよね。その「在り方について検討する」と、日本語のどういう解釈なのかわからないんですけど、この報告書、提言というものを読ませてもらうと、それぞれ建てかえ等が必要な4警察署について、それを存続させるべきなのか、また改築していくべきなのかということについて検討をされてるのであって、警察署としての在り方というのではなくて、単なる建てかえについてどう思うかというようなことを検討されてるんじゃないのかなというふうに思うんです。

もちろん、女性職員に対してとか、ほかのところも書いてあるんですけども、その中で書いてあるのが、例えば、歴史あるというのも、どこも同じなんですけど、あと、バックアップ機能ということについても触れていらっしゃいますが、例えば宮崎県内の警察署の分布図を見たときに、延岡、日向、高鍋、宮崎の3カ所、そして日南、串間はどうでしょうか、ちょっとわからないけど、ここら辺というのは南海トラ

フのことが想定されるのであれば、それに対する高千穂署なら延岡のバックアップ機能が必要だと、小林、えびのについても、新燃岳等についてバックアップが必要だということなんですけれども、それだったらもうちょっとそういったところからの観点で、それぞれの警察署同士との連携の仕方とかを全体的にもう一回見直すような検討が必要だったんじゃないかなと思うんですが、そこのところを在り方検討委員会ではどのように検討されてきたのか、その経緯についてちょっとお伺いしたいんですけれども。

○久米警務部長 実はこの委員会、設置の経緯から御説明申し上げたいと思いますが、県警は全国的に見ましても非常に多くの古い庁舎を抱えておりまして、その古いがゆえに、要は警察署のさまざまな機能、機能と申しますのは提言にも触れられておりますけれども、災害拠点としての機能、これは東日本大震災を契機に注目されておりますけれども、そのほかにも今刑事部長から説明もありました振り込め詐欺、それから交通事故、高齢者を守るような、そういう活動、サイバー犯罪も今話出ましたけれども、そういった抑止機能、さまざまな機能がある、その機能が十分に果たせないのではないかとこの懸念、これが出発点でございます。

その懸念というのは、ハードから来ているということで、この提言、議論が非常に拡散してしまいますし、出発点がそのハードの部分での懸念から生じた委員会でございますので、この委員会では当然その機能を果たすためという、機能についてを踏まえた検討もありましたけれども、それを十分に果たすためのハードのあり方といったものについて、特にテーマとして、検討事項として上げたということでございます。それにつきましては、資料の検討事項(1)

(2)、再編の必要性、それを踏まえた庁舎の整備に関する事、そういう検討の前提からこういう検討事項の絞り込みをしたという経緯がございます。以上であります。

○二見副委員長 そういったところから検討を開始されて、じゃ警察署としてはもちろん細かに各地域に警察署があったほうが、それは地域住民の方々も安心感はあるし、いろんな対応も早くできるじゃないですか。

例えば、じゃサイバー犯罪等とか、そういったものに関して、じゃ各警察署においてその対策ができるようにしてらっしゃるのかというか、今の例えばサイバー関係だとしたら、宮崎は本部を中心として、いろんな捜査網をつくっていくのか、そこ辺をどのように整備していくのか、今の大規模、中規模、小規模署ということでやってらっしゃるみたいですがけれども、じゃそれを今からもその規模で維持していくのは別なのか。

例えば、宮崎あたりからすれば、大規模署は、延岡、日向、宮崎の2つに都城ということですがけれども、バックアップ機能とかを考えるんだしたら、僕は西都あたりをもう少し充実させたほうがいろんな今後の見通しとか、そういったものが必要な、ここにもうちょっと例えばバックアップ機能を拡充したほうがいいのか、そういった議論とかは、この中ではされてきてるわけなんでしょうか、そういった全体的な見直しの形があったのかなと、これを見てると、現状維持というか、そういったところを基本にしてるような感じを受けたものですから、そこのところについてちょっとお伺いしたいんですが。

○久米警務部長 今副委員長のほうからサイバーを一例として取り上げられて御質問いただきましたけれども、そういう各細かい業務、一つ一つについての検討は行っておりません。と申

しますのは、警察の組織の形態としまして、組織体制といたしまして、本部、ヘッドクォーターがありまして、その分支店として署がありまして、そして交番、駐在という非常に地方、地域に密着した活動を警察は行っております。

これは専ら全般の業務に関しまして、地域密着というのは必要でございます。例えば、今御指摘いただきましたサイバーに関しまして、こういったサイバー手口があるから気をつけてくださいねというような防犯活動的なものというのは、どうしても地域密着といった部分が必要でございます、警察本部だけが考えればいい、警察本部だけが人員を確保しておけばいいというものではございません。

これは全般言えることございまして、やはり地域密着のためにこれだけの警察署が必要ではないのかという考えがございまして、そういう要は今回のテーマの中で特に上げられているのは災害とか、最後のほうには高齢者、子供といったキーワードも出てきますけれども、業務ごとではなくて、そういった地域なり、もしくは警察として守る対象とすべき方々、これをどう守っていけるのかという視点で、こういう体制がよかろうという提言の検討はなされております。

○二見副委員長 はい、わかりました。

○中村委員 今副委員長からいろいろ話がありましたが、地域密着型という話でしたが、その委員の人を見てみると、5人いらっしゃいますが、宮崎近辺の人ばかりですよ。

だから、例えば都城署を調査するとなると、都城の近辺に在住する人も委員に入れないと、細かなことはわからないと私は思うんです。「高木さんは都城」と呼ぶ者あり)高木さんは都城、あっ、そうか、とにかく、要は都城警察署あた

りは私もたまには行きますけども、余り頻繁に行くとこじゃないので、敬遠しておりますが、都城は4町が合併したわけです。北諸県郡が全部合併したんです。

今の都城の警察署のところは、どっちかというと、いわゆる曾於郡に近いほうです。財部、末吉に近いところ、だからあれは建てかえもちろん必要なんだけど、場所的にもっと都城の中心地であるところに持ってこない、機能が果たせるのかなという気がするんです。そういった検討は、この委員会の中でされたんでしょうかね。

○久米警務部長 まず、人選のほうからちょっとお答えさせていただきたいと思いますが、人選といいますか、委員の役割といったことございまして、出口委員長、これは都市計画が専門の大学教授でありまして、都市機能における警察署の役割についての検討のために御参加していただいております。村上委員は、防災工学が専門の大学准教授で、防災拠点としての警察署のあり方、近藤委員は、弁護士で、捜査機関、司法機関、警察署の役割等についての検討ということで御参加いただきまして、地域といいますから、谷口委員、高木委員は、それぞれ県の婦人会、PTAの代表、ちなみに高木委員は都城の御出身でございますが、PTAの代表でありまして、県民目線での各種検討のために御参加いただきまして、委員の適正な数といいますか、各地域、じゃどこの地域で何人ぐらいという部分ございまして、いわゆる県民代表、それから防災都市機能、司法機能といった点での専門家の要は機能の視点からこういった委員の選定をさせていただいたと、ただ、各委員には自分のお住まい、御出身関係なく、議論はしていただいたという状況でございます。

それから、設置場所に関する議論でございます。

この提言の3番目に、「警察署の設置場所について」という提言をいただいております。警察署の移転を行う場合には、住民の利便性、他の官公署との連絡、交通の利便性、通信の確保といったことに配慮すると、それから災害発生時に安全な場所であるといったことでございます。こういった着眼点についての議論もされております。

ただ、各署ごとにどこがいいということにつきましては、議論もちょっと拡散する部分もございますし、中には建てたばかりの署があって、ここがいいといってもいかんともしがたいような各個別の事情もございますので、支署ごとには検討しておりませんが、いわゆるどういう場所に設置したらいいのかという議論はなされております。以上でございます。

○中村委員 今の説明で余りはっきりわからなかったんですけど、例えばこういう委員会の人たちが、例えば都城を初め、いろんなところはちゃんと建てかえをすべきだとおっしゃったとする。それで、場所について検討されるということなんですけど、そういうふう一旦決まってしまうと、次の検討する人たちは、例えば都城警察署に関するものであれば都城在住の人たちに検討させたほうがいいんじゃないですか。

このお一人しか、PTAの人が1人、都城市だということなので、そういう気持ちも大事なわけなんですけど、もっと幅広く、こういう都城警察署の建てかえの議論がありましたと、さて、都城の人たちは、どこが都城としては警察署の建てかえの場所に必要なのかということは再度させるべきだと思います。というのは、今の警察署を御存じでしょうけども、徳重委員もさっ

き言ってましたが、非常に駐車場狭いし、そして交通的にも非常に余り行ける場所というか、いい場所じゃないですね。

だから、中間的なところとすれば沖水とか、沖水ってわかりますか、都城市内の中間ぐらいに位置するところに建てたほうがいい。ここだったらどっちかという、鹿児島県側に近いほうです。都城署は、それも検討されたほうがいいのかなという気がしますね。

○久米警務部長 今回はいろいろテーマ自体が各署ごとの深い検討ということではございませんでしたので、今後の検討時のいわば設置場所につきましては、着眼点といったものの提言どまりではございましたが、これを踏まえまして、今後県警でも検討を進めてまいりますので、その具体的な検討が必要なきにさまざまなそういった検討要素に基づいて設置場所を決めていくということになろうと思います。

○中村委員 いいです。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、質疑はこの辺でよろしいですか。

それでは、その他で何かございませんか。

○中村委員 その他ですが、くだらんことを聞きますが、信号待ちしていますと、あれ何秒ですか、場所によるんだろうけど、一番信号機の長いところは2分か3分あるんですかね。

○武田交通部長 ちょっとその交差点によって時間に違いがありますので、今具体的な数字は、ちょっと数字出しておりませんで、申しわけございません。広い交差点で、最大*180秒という数字を出しております。

○中村委員 180秒ということは3分ですか。

※次のページ左段に発言訂正あり

○武田交通部長 3分です。

○中村委員 3分ですね。

○武田交通部長 はい。

○中村委員 この3分という時間が非常に長い気がします。わかりました。短いところで何分でしょう、何秒でしょう。

○武田交通部長 お待たせしました。ちょっと訂正いたします。先ほどのやつは1サイクルで180秒ですので、青になって、次に赤になって、また次に青になったときが180秒でございます。短いところになりますと、待ち時間は20秒とかというようなことで、その交差点に応じてやっているということでございます。

○中村委員 わかりました。

○徳重委員 関連してお尋ねしますが、時間帯によっては非常に長く停車せざるを得ない時間帯があるわけです。これの変更というか、この時間帯だけというわけにいかんのかなという気がしてならないんですけど、ちょっと過ぎる言い方かもしれませんが、私の自宅の周辺は、私の自宅はちょうど角にあるものですから、4回とまらないと自宅に入れないというような事実もあるわけですから、そういう時間帯だけなんです。そういう時間帯において、変更というのはきくものかきかないものか。

○武田交通部長 交差点の信号にプログラムを組み直して、曜日だとか時間で、その渋滞の状況を見ながら、青の時間をどのくらいにするとか、一方のほうをどうするかという組みかえはできます。ですから、その実態が交通量によって刻々変わりますので、よく警察署の交通課員と連携をとりながら、日々見直していくべきだろうというふうに考えています。

○徳重委員 よろしく願いしておきます。

○田口委員長 ちょっと1つお聞きしたいんで

すが、県庁の前のスクランブル交差点がございしますが、あれができたときに、ここでタクシーに乗ると、タクシーの運転手さんに物すごく僕は、何でこんなに渋滞するような信号機つくったんですかと、よく怒られとったんですが、最近歩車分離というんですか、あれが非常に宮崎市内ふえてきておりますけども、当然あれが安全性が高いということで出してるんだと思うんですが、これは今県内は、延岡とかでは余り見たことないんですけども、山下通りの出口ぐらいのところとか、今後これをふやしていく方向性なのか、ちょっとお聞きします。

○武田交通部長 まず、スクランブルは県内、延岡にも1カ所ございますけども、県庁前と一番街、この3カ所でございます。それと、歩車分離は、県内に今46カ所ございます。これはそもそも横断歩道の歩行者と車を分離しようという考え方であるわけでございますけども、平成22年に信号機の交差点での人身事故が全国で約1万3,000件ございました。これの9割は、歩行者には何も過失がないだろうというデータが出ています。当時平成22年の宮崎県内でも、およそ140件のそういった事故がありますけども、同じく8割の歩行者の方が何の過失もないのに事故に遭っているというようなことが、できたことによっでいよいよ分離してやっていこう、安全対策を進めていこう、特に子供たちの登下校によっては、場所によってはそうだろうというようなことで進めているところでございます。

今後、平成23年、一昨年から歩車分離を、現在、宮崎県は非常に少のうございまして、パーセントで言いますと、警察庁からでは、宮崎県はまだ1%じゃないかと、全国平均の3%を進めて歩行者の保護に当たろうということ言ってきておりますので、計画的に進めていきたい

というふうに考えております。以上でございます。

○田口委員長 わかりました。

○重松委員 済みません。その歩車分離なんですけど、自転車は車の信号で渡るのが原則でしょうか、歩行者の信号で渡るんですか。

○武田交通部長 自転車は、基本的には軽車両でございます、車の信号に従って渡るということになります。ですから、歩車分離で、歩行者が赤、同じ進行方向の車が青であった場合には、自転車は歩道じゃなくて、その側近の車道、左端を直進するというような走り方になります。以上でございます。

○重松委員 そうだと思ったんですけども、またドライバーのほうが、車道で真っすぐ自転車が渡ってきて、左折ができないということで、何かどなられたというようなことがあって、ここを自転車が何で渡るんだみたいな感じで、ですからドライバーに対するそういう意識づけとか教育とか、その辺のことが、まだちょっと周知が足りないんじゃないか、私たちもちょっとわからなくて、どっちで自転車渡るんだろうということがあったものですから、その辺の周知徹底についてはどうなんでしょうか。

○武田交通部長 約1万1,000件ぐらいの人身事故がありますけども、自転車の事故は約14%ぐらいを占めます。これは、特に都市部を中心にだんだんと増加してきてるわけでありまして。それは健康志向であるとかCO₂の問題でありますとか、そういったことで、今までは余りそうやかましく言ってなかったのが、今は今度の重点にもありますけども、自転車の安全利用ということが掲げられております。

したがいまして、ドライバーも含めまして、自転車利用者だけじゃなくて、周知徹底を図っ

ていきたいと思っておりますし、各学校にありましては36のモデル校を指定しております。小中高それぞれでございますけども、そのモデル校でそういった自転車を初め、交通安全に対する意識を高めていこうということをやっていますし、一方ドライバーのほうは安全講習等々で歩車分離の話ですとか、あるいは自転車の通行は原則左側ですよとかいうような、そういった講習を積極的に進めているところでございますし、今後もっと委員御指摘のとおり、これを強力に進めていく方針でございます。以上でございます。

○重松委員 けさも実は真っすぐ車が、青だったんですけども、学校通学の自転車の方は中学生なんですけど、それで渡らずに、歩行者が青になるのを待っていた様子があって、どっちがどっちなんだろうということがちょっとあったものだから、またよろしく願いいたします。以上でございます。

○中村委員 車の中で携帯電話でしゃべったりいけないんですけども、我々はしませんけど、携帯が鳴った場合に道路の端のほうにとめて携帯やってる人がおります。あれ走ったままやってもらったほうがよっぽど安全です。とめられたらたまらんです。狭い道路に、端にとめてるわけです。こういうやつに限って、にやにや笑いながら電話しますよね。電話やってるんです。

だから、じゃ走って電話かけてくれたほうがかえって安全だなと思いますが、あれとにかく車に乗ったら携帯はだめだということにしてしまったりいいんですけど、方向を左側によけてとめてしまったら電話をしてもいいということになったらかえって危ないんじゃないですか。

○武田交通部長 これも指導していく話だろうと思うんですけども、まず携帯電話はドライブ

モードというのがございます。現在、それを押すと、運転中で出れませんとか、ああいったいわゆるこれもマナーだろうと思うんですけども、そういったことを進めていくというか強要していくというか、指導していくと言いますが、もし鳴ったら、当然駐停車禁止場所ではとめるわけにいきませんが、当然鳴ってますと、非常に気になる場所がございますけども、他の交通に迷惑をかけないように左の空き地に寄せましょうというような、いわゆるマナーを進めていくということが非常に大事であろうかと思っておりますので、そういったことについても、私もちょっと散見いたしますので、いろんな機会、講習等で、法律どころはもちろんでございますけども、思いやり運転、マナー運転、この世界だろうと思っておりますから、進めてまいりたいというふうに考えております。

○田口委員長 よろしいですか、ほかにございませんか。これで終わりになりますが、いいですか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。ありがとうございました。

午前11時9分休憩

午前11時14分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 おはようございます。教育委員会でございます。どうぞよろしく願いいたし

ます。

最初に、お礼を申し上げたいと思いますが、せんだって行われました「県高校総合体育大会」の開会式には、田口委員長に御出席いただきました。ありがとうございました。

それから、「みやざき県民総合スポーツ祭」には、福田議長を初め、たくさんの議会の議員の方々が御出席いただきましたし、その後に行いました1130運動の啓発、「サッカー交流試合」にもたくさんの方に御参加いただきました。この場をおかりしまして、改めてお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

あとは座って説明をさせていただきます。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、御説明させていただきます。

お手元の「文教警察企業常任委員会資料」をお願いいたします。

表紙をおめくりいただき、目次をごらんくださいませ。

御審議いただきます議案は、議案第1号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」並びに報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」の2件でございます。

次に、議案以外の議会提出報告は、「平成24年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」であります。

また、その他の報告事項といたしましては、「公立学校施設の耐震化の状況について」説明させていただきます。

このうち、補正予算についてであります。委員会資料をおめくりいただいて、1ページをお開きください。

今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下の方、太線で囲んでおります、合計の欄に記載しておりますように、9,925万円の増額補正をお願いしており、補正後の額は、その太

線で囲んだ合計の欄の一番右の数字になりますが、1,062億6,212万5,000円でございます。

内容につきましては、表の右端、補正内容の欄に記載しております「わくわくなるほど小学校理科教育プロジェクト事業」など6件であります。

私からの説明は以上であります、引き続き関係課室長が説明いたしますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

○田口委員長 ありがとうございます。教育長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案等に関する説明を求めます。

○谷口学校政策課長 学校政策課の補正予算につきまして、御説明をいたします。

「歳出予算説明資料」、白い冊子でございますが、この資料の73ページをお願いいたします。

学校政策課の補正額といたしましては、1列目でございますように、210万5,000円の増額補正でありまして、補正後の額は、右から3列目にありますように、9億537万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたしますので、次のページをおめくりください。75ページをお願いいたします。

真ん中ごろに（説明）と小さく書いてございますが、指導者養成に要する経費としまして「わくわくなるほど小学校理科教育プロジェクト事業」で30万5,000円の増額となっております。

また、一番下でございますが、学校安全教育等に要する経費としまして「通学路安全推進事業」で180万円の増額となっております。

事業の内容につきまして御説明いたしますので、お手数ですが、今度は先ほどの薄い冊子の「常任委員会説明資料」の2ページをお願いいたします。

「わくわくなるほど小学校理科教育プロジェクト事業」についてであります。

この事業は、本年度の当初予算で認めていただいた事業でございますが、国の委託決定に伴いまして、今回補正をお願いするものでございます。

事業の目的としましては、小学校の理科教育に専門的な知識を持ちますサイエンスアドバイザーを派遣いたしまして、小学校の理科を担当する教員の授業力向上等を支援するものであります。

今回の補正につきましては、2、事業内容の（2）わくわくなるほど理科教育研修会というのを実施いたしますが、それに関しまして、国の委託決定に伴いまして講師の謝金や旅費等を増額するものでございます。補正額は30万5,000円を計上しております。

なお、事業期間は、平成25年度の1カ年でございます。

続きまして、右のページをごらんください。

「通学路安全推進事業」についてであります。

この事業も本年度の当初予算で認めていただいた事業でございますが、同じく国の委託決定に伴いまして補正をお願いするものでございます。

事業の目的としましては、道路の安全対策に専門的な知識を有します通学路安全対策アドバイザーを派遣いたしまして、通学路の合同点検や安全対策の検討を行うものでございます。

今回の補正につきましては、2の事業内容の（1）通学路安全対策アドバイザーの派遣に関しまして、これも国の委託決定に伴いましてアドバイザーを派遣いたします学校数が増加しまして、その旅費等を増額するものでございます。補正額は、180万円を計上しております。

なお、事業期間は、平成25年度の1カ年間でございます。

学校政策課は以上でございます。

○坂元特別支援教育室長 特別支援教育室でございます。特別支援教育室の補正予算につきまして、御説明をいたします。

先ほどの白い表紙、「歳出予算説明資料」の77ページをごらんください。

特別支援教育室の補正額といたしましては、3,665万6,000円の増額補正でございます。補正後の額は、右から3列目にありますように、1億3,532万5,000円となります。

それでは、その主な内容について御説明いたします。

同じ資料の79ページをお開きください。

(事項) 特別支援教育振興費の3,665万6,000円の増額であります。内容といたしましては、説明の欄にありますとおり、1の「特別支援学校センター的機能充実事業」は、2,334万8,000円、2の「特別支援教育エリアサポート体制強化事業」は、1,330万8,000円をお願いしております。

詳細につきましては、別の資料になります。委員会資料、薄いほうの資料でございます。こちらのほうの4ページをお開きください。

2つの新規事業をお願いしておりますが、いずれも文部科学省の委託事業に応募し、採択を受けたものでございます。

まず、新規事業「特別支援学校センター的機能充実事業」についてでございます。

1の事業の目的・背景についてですが、特別支援学校には、小中学校等からの要請に応じて、特別支援教育に関する助言・援助を行うことが求められており、このことを特別支援学校センター的機能と言っております。

現在、小中学校においては、発達障がい等のある児童生徒の学習上や生活上の困難さが多様化していることから、特別な教育的支援のさらなる充実が必要となっております。

このため、本事業では、特別支援学校において、理学療法士(P T)等の外部人材を活用し、特別支援学校のセンター的機能を強化することで、地域の小中学校等に対する支援の充実を図ることを目的としております。

理学療法士(P T)とは、姿勢、歩行といった身体機能の回復改善について、作業療法士(O T)とは、着がえや食事等といった日常動作の回復改善について、さらに言語聴覚士(S T)とは、言語障がいや聴覚障がいに関する言葉の発声・発音、摂食指導等について、また心理士とは、ストレス・悩みに関するカウンセリング、知的能力等の心理検査を行い、適切な対応について、指導助言を行う専門家でございます。

2の事業の内容ですが、(1)の理学療法士(P T)等の外部専門家による指導・助言等の実施では、①にありますように、特別支援学校において、P T等の専門家による指導・助言、また②にありますように、P T等の専門家を含めたチームによる小中学校等への巡回相談を実施いたします。

(2)の特別支援学校による小中学校の指導力向上の支援では、①にありますように、専門家を講師に招いた小中学校のニーズに応じた専門性向上のための研修、また②にありますように、小中学校を対象とした作業学習や情報機器等のICTを活用した授業力向上のための研修等を行うこととしております。

3の事業費は、2,334万8,000円でございます。

内訳は、全て国庫支出金となっております。

4の事業期間は、平成25年度の1年間でございます。

います。

5の事業効果といたしましては、(1)(2)にありますとおり、特別支援学校のセンターの機能が向上することにより、小中学校等の多様なニーズに応じたこれまでにない支援や研修を行うことができ、教員の指導力が向上し、特別支援教育の充実を図ることができると考えております。

次に、同じ資料、5ページをごらんください。

新規事業「特別支援教育エリアサポート体制強化事業」であります。

この事業は、今年度から実施します、支援をつなぐ特別支援教育エリアサポート構築事業とあわせて実施することとしております。

1の事業の目的・背景でございますが、地域の実情に応じた特別支援教育を推進するために、今年度から下の※印の2番目にありますように、県内を7つのエリアに分け、エリア内の小中学校の中から拠点校を指定いたしまして、関係機関と連携してエリアで特別支援教育を推進するエリアサポート体制を構築することとしておりますが、本事業では、各エリアの拠点校等の機能の充実を図るとともに、合理的配慮に関する実践事例の研究を行うことで、エリアサポート体制の強化を図るものでございます。

合理的配慮といたしますのは、下の※印の1番目にありますように、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けられるように、施設・設備や教育内容・方法、支援体制について変更・調整を行うことですが、具体的には、教員や支援員を確保したり、施設・設備のバリアフリー化を実施したり、また口頭による指示だけでなく、板書、メモ、写真等による情報提示を行ったり、さらには一人一人の障がいの特性に応じたデジタル教材やICT機器等

を利用したりといった配慮・工夫を行うことであります。

2の事業内容であります。まず(1)拠点校等の機能充実では、①にありますように、先進事例の調査等を行うなど拠点校等の教員の専門性を高める研修や、②にありますように、講師を招聘したエリア内の教職員への研修を行う地域の特別支援教育担当の指導力向上のための研修を行います。

次に、(2)合理的配慮に関する実践事例研究につきましては、①にありますように、今年度、先行して取り組む3エリアの拠点校及び特別支援学校に各1名、合計6名の非常勤職員を配置し、実践事例の蓄積・記録等を行う合理的配慮協力員の配置」、また②にありますように、「合理的配慮協力員が、エリアコーディネーター等が行う小中学校への巡回支援に同行いたしまして、障がいのある子供への合理的配慮を支援する一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の検討を行います。

3の事業費は、1,330万8,000円で、全額国庫支出金でございます。

4の事業期間は、平成25年度の1年間でございます。

5の事業効果の(1)(2)にありますように、エリアサポート体制が強化されることで、支援体制が充実し、教員の指導力の向上が図られ、さらに合理的配慮の実践事例の蓄積と普及により、障がいのある子供一人一人の教育的ニーズに応じた指導支援の充実が図られるものと考えております。

説明は以上でございます。

○村上生涯学習課長 生涯学習課の補正予算につきまして、御説明をいたします。

「歳出予算説明資料」の81ページをごらんく

ださい。

生涯学習課の補正額は、500万円の増額補正でございます。

補正後の額は、右から3列目にありますように、5億2,906万2,000円となります。

それでは、その主な内容について御説明いたします。

同じ資料の83ページをお開きください。

(事項) 家庭教育振興費の500万円の補正、内容につきましては、説明欄にありますとおり、新規事業1の「子どもと本をつなぐみやざき読書ネットワークフォーラム事業」でございます。

詳細につきましては、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

6ページをお開きください。

新規事業「子どもと本をつなぐみやざき読書ネットワークフォーラム事業」についてでございます。

1の事業の目的・背景でございます。

本県では、平成23年度に第二次宮崎県子ども読書活動推進計画を策定し、これまで家読の推進や読み聞かせなどの新たなボランティアの育成に取り組んでまいりましたが、子供の読書活動に取り組む団体や企業等のネットワーク化を図りまして、子供が進んで読書活動を行うことができる環境づくりをさらに推進するため、子どもと本をつなぐみやざき読書ネットワークフォーラムを開催するものでございます。

2の事業の内容であります。

ボランティア団体、学校図書館、公共図書館、行政関係者、企業等が一堂に会しまして、交流会、意見交換会、読み聞かせの実演等を行うフォーラムを来年の1月30日・31日の2日間にわたりまして、メディキット県民文化センターと県立図書館で実施をいたします。

内容は、(1) 子供の読書活動推進についての基調講演、(2) 家読を中心にした子供の読書活動推進に関するトークセッションや交流会、(3) 学校図書館を活用した読書推進に関する取り組みの紹介や意見交換会、(4) 絵本の展示会や読書ボランティア団体による読み聞かせ等の実演を実施いたします。

また、この機会を利用しまして、(5) 置県130年を記念した宮崎にゆかりのある本や資料の展示、(6) 記紀編さん1300年記念事業にちなんだ宮崎の神話・民話の紹介や展示を行いまして、本県のPRを行いたいと考えております。

3の事業費は、500万円でございます。内訳は、全額国庫支出金でございます。

4の事業期間は、平成25年度、今年度のみの事業でございます。

5の事業効果でございますが、子供の読書活動の推進に係る環境整備の促進、社会全体で子供の読書活動を推進していく気運の醸成、参加団体等によります取り組みの活性化などによりまして、第二次宮崎県子ども読書活動推進計画の一層の充実・推進が図られるものと考えております。

説明は以上でございます。

○田方文化財課長 文化財課の補正予算について御説明をいたします。

「歳出予算説明資料」、文化財課のインデックスのところ、85ページをお願いいたします。

今回の補正は、一般会計予算で、5,548万9,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、5億5,535万円となります。

その内容につきましては、委員会資料で御説明をしたいと思います。

委員会資料の7ページをお開きください。

「国道発掘調査」についてでございます。

1の目的・背景でありますけれども、国土交通省が実施します大淀川河川改修事業に伴いまして、埋蔵文化財の滅失を防止するための発掘調査を実施するものでございます。

2の事業内容でございますけれども、都城市高城町有水の大窪第1遺跡1万平方メートルの発掘調査でございます。

3の事業費でございますけれども、5,548万9,000円で、全額国土交通省の負担となっております。

4の事業期間でございますけれども、平成25年度中を考えております。

説明は以上でございます。

○早日教職員課長 教職員課関係につきまして、御説明申し上げます。

お手元の別冊の資料、「平成25年6月定例県議会提出議案（議案第1号～議案第12号・報告第1号）」をお願いいたします。

27ページをお開きください。

報告第1号と書いてある資料でございます。資料の39ページでございます。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

「平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」でございますが、その内容につきまして、44ページをお開きください。

下から2番目の10教育費の欄でございます。

1教育総務費につきまして、平成24年度中の退職者数及び退職手当支給額が確定いたしましたことに伴いまして8億4,348万円の減額補正を行ったものでございます。

その主な要因でございますが、条例改正に伴い、支給額が減少したこと及び勸奨退職者数の見込みが下回ったことによるものでございます。

教職員課からの説明は以上でございます。

○田口委員長 ありがとうございます。議案に関する執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はございませんか。

○徳重委員 1点だけ質問をさせていただきたいと思っております。

それぞれ補正という形で予算が組まれておりますが、「わくわくなるほど小学校理科教育プロジェクト事業」「通学路安全推進事業」「特別支援学校センター的機能充実事業」それぞれ組まれておるんですが、これ25年度単年度ということで説明があったと、こう理解しておるんですが、教育の継続性というか、これ単年度でいいものかどうか、これ25年度だけということになったら、後で先生方非常に苦勞されるんじゃないかなと、こう思ってるんですが、どういう流れになるのでしょうか。

○今村学校支援監 2ページの「わくわくなるほど小学校理科教育プロジェクト事業」と「通学路安全推進事業」についてでございますが、このわくわくなるほど小学校理科教育プロジェクト事業につきましては、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を使っております関係で、今年度1年間ということで事業を設定しております。気持ちは継続でやりたいなというふうには思っているところでありますが、そういう関係で1年でございます。

それから、通学路のこの事業につきましても、国の事業として設定をされておまして、宮崎県のほうで手を挙げた事業でありますので、国が単年度という設定をしております関係で、1年間ということで事業を組ませていただいたところでございます。継続して実施したいという気持ちは持っているところでございます。以上でございます。

○徳重委員 気持ちはわかるんですけど、子供たち、あるいは先生方がこういう特別な事業を国が言ったからといってされる、その次の子供たちにはそういう恩恵がないと、ならばいいことだったら、これを前向きに進めるんだったら、県単でもやっていこうかというような形でも、教育というのは継続性がなければいけないし、公平性がなければいけない。どの子にも平等性がなければいけないと、こう思うんですが、教育長そこ辺いかがでしょうか。

○飛田教育長 私も思いは一緒でありまして、例えばわくわく理科につきましては、この以前はまた違うような事業の組み立てをやっておりました。それで、その事業も国の国庫支出金をもらいながらやってたんですが、そういう趣旨を生かして今回もやってる。

そして、ことし資質を向上したことは、現場の先生は来年からもいらっしゃるので、それは生きていくと、それから県単で使える予算の中で、重点がそこだったということだったら、また来年も考えて、県単でお願いをするということもあると思います。

それから、交通安全のこととか特別支援のこととか、それぞれことし資質向上をアップしていった、そのことは来年も生きると思いますし、そして議員おっしゃるように、その中で必要があれば、今限られたパイの中では、これをまた来年度事業でお願いしようというような検討もしてみたいと思っておりますが、トータルのバランスを見ながら考えていきたい。

そして、ことしやったことが次年度からも生きるように絶対したいという思いは持っております。

○徳重委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

○田口委員長 よろしいですか、ほかにござい

ませんか。

○中村委員 5ページの「特別支援教育エリアサポート体制強化事業」、冒頭のところに、特別な教育的支援を必要とする子どもの増加やニーズの多様化が進む中というふうに書いてありますが、子供たちがふえてますか、私は少なくなってると思うんですけど、というのは今生前診断も取り入れられて、いわゆる血液検査等でダウン症の子供たちは九十七、八%わかると、そして知的障がい者の子供も大概生前診断でわかっておるという話を聞いたんですが、ということになると、こういう障がいのある子供たちが減っていくのかなと思ったんですけど、ふえておるといのはどういうことでしょうかね。

○坂元特別支援教育室長 特別支援学校の状況を少しお話いたしますと、この約10年間で、年間20名から30名ほどの在籍数の増加がございます。小中学校に設置している特別支援学級の増加率を見ますと、これは大変高いものがありまして、大体年に20学級程度ずつの増設をし、約100名近い子供たちがその中に在籍するという状況がございます。ということから見ると、障がいのある子供さんたちがふえているという状況になります。

そのことについてどういような原因があるかということとはなかなか難しいところがございますが、例えば医学等の進歩により、細かな障がい区分ができると、今まで通常の子供さんという評価だったのが、例えば発達障がいの子供さんとか、広汎性発達障がいという形で、いわゆるくくりの中に子供さんが障がいあるという形でそこの中に入りますので、そうすると障がいがあるということになり、その中でそれぞれの特別支援学級なり、特別支援学校のほうの入級になるというような状況が続いているという

ふうに思っております。以上であります。

○中村委員 子供が生まれる前の生前診断というのは最近からでしょうから、きのう一般質問で言った人工中絶とか、そういうことをすることについて、よしあしは別として、ダウン症の患者であろう子供たちが生前診断で99%ぐらいわかる、それを人工中絶するかどうかは別なことなんです、知的障がい者等もわかってくるとなると、そういった障がいを持つ子が少なくなるのかなという思いをしたものですからお聞きしたんですけども、ふえてるんですね。わかりました。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○松村委員 「子どもと本をつなぐみやざき読書ネットワークフォーラム事業」について、これは来年のイベントだと思いますけれども、これに参加する子供たち、あるいはネットワークに参加される関係者の何というか、団体の数というか、大人の数といいますか、このイベントの事業規模というんですか、どういうのを想定されてるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○村上生涯学習課長 フォーラムの想定参加者につきましては、約1,000人を目標といたしております。参加者につきましては、各地で読書の読み聞かせ等を行っていただいております読書のボランティアの方々、それから学校関係者、学校図書館とか学校の司書とか、そういった方、それからもちろん図書館関係者、それから市町村の教育委員会関係者、それから地域の社会教育に携わってる皆さん方の関係者、公民館の読書活動等も盛んに行われておりますので、公民館の関係者ということ、それからこの会議につきましては全国会議ということでございまして、全都道府県にもお声かけをしまして、生涯学習

課としましては、特に九州各県からの参加を強く呼びかけてまいりたいと考えておりまして、1,000名程度の参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

○松村委員 2日間で延べ1,000名、例えば500名、500名、それとも1,000名が2日間ずっと1,000名なのか、延べ2,000名になることになりませけれども、それと子供たちの絵本の読み聞かせの実践とかあります。そこには子供たちがいるのかいないのかというのがありますけど、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○村上生涯学習課長 この1,000名ということにつきましては1日ということで、2日間で1,000名、1,000名ということで、延べ2,000名ということになります。

それから、このネットワークフォーラムにつきましては、子供の読書を推進するという考えで、いろいろ活動を取り組んでいただいている、主に大人の皆さんの参加を呼びかけるということでございまして、また実施日につきましても平日でございまして、ほとんどの参加者は、大人になろうかと思っております。

○田口委員長 よろしいですか、ほかにございませんか。

○徳重委員 文化財課にお尋ねします。

「国道発掘調査」ということでございまして、ここに当初予算が2,751万8,000円ということで計上されておったわけですが、ここで5,500万、約倍、こんなお金が追加されたということは面積がふえたのか、どういう理由でこうなったのか、ちょっとお尋ねします。

○田方文化財課長 この工事自体が、平成17年度に発生しました台風14号による浸水被害に遭った土地でございまして、この氾濫防止のために河川の拡幅と、それから堤防の設置を行うと

いうことで、国土交通省が緊急に調査の依頼をしてきたということをごさいますて、今年度の予算を立てますときに前年度のこのことがわかってなかったものですから、3月になりました国土交通省のほうからここの調査をしてほしいということがございました関係で、この部分につきまして補正をお願いしたということになります。

○徳重委員 追加分という。

○田方文化財課長 そういうことになります。

○徳重委員 はい。

○田口委員長 よろしいですか、ほかに質疑はございませんか。

○重松委員 2ページの「わくわくなるほど小学校理科教育プロジェクト事業」のサイエンスアドバイザーという方の立場というか身分というか、それは県内にいらっしゃる方なんでしょうか。

同じく、3ページにも通学路安全対策アドバイザーというのがあるんですけど、この方の立場というか、県内にいらっしゃるのか。

○今村学校支援監 両方の事業とも県内在住の方でございます。わくわくなるほど小学校理科教育プロジェクト事業のサイエンスアドバイザーにつきましては、学校の主に理科の先生で、退職された方を2名、県の教育研修センターにおいて仕事をいただいているということでございます。

それから、通学路につきましては、県内に在住の方で、道路関係、それから建築関係の専門の方でございまして、そういう通学路対策について専門の知識を有する方でございます。

○重松委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

○田口委員長 ほかにございませんか、よろし

いですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 議案に関する質疑を終了いたします。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○入倉財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

平成24年度からの繰越明許費について、繰越額が確定しましたので、御報告いたします。

「平成25年6月定例県議会提出報告書」の青のインデックスのところ、別紙3のところになりますが、ページで言いますと、14ページをお願いいたします。

「平成24年度繰越明許費繰越計算書」の下から5行目からになりますが、「県立学校避難経路整備事業」と次の行の「理科教育等設備整備事業」につきましては、平成25年2月議会におきまして、国の緊急経済対策の実施に伴う補正予算として認めていただきましたものでありますが、工期等が不足することとなったため、繰り越したものであります。

次の行の「文教施設災害復旧事業」につきましては、昨年7月に発生しました県ライフル射撃競技場ののり面崩壊に伴う災害復旧についてのものでありますが、不安定な天候が続いたため、地盤が安定するのを待って測量や設計などを行う必要などがあり、工期等が不足することとなったため、繰り越したものでございます。

繰越額につきましては、翌年度繰越額の欄になりますが、「県立学校避難経路等整備事業」が、2,340万2,000円、「理科教育等設備整備事業」が、984万1,000円、「文教施設災害復旧事業」が、1,000万円であります。

財務福利課からは以上であります。引き続きその次の行を学校政策課が説明いたします。

○谷口学校政策課長 それでは、次の行の「農業の6次産業化教育施設整備事業」ということで御説明いたします。

この事業は、高鍋農業高校におきまして6次産業化に対応できる担い手を育成しますために販売実習棟を整備するものでございます。

ことしの2月議会で、国の緊急経済対策の実施に伴う補正予算として認めていただきましたが、工期が不足することによりまして、全額を繰り越したものでございます。

繰越額につきましては、左から5列目にございますが、翌年度繰越額の欄にございます1,485万円でございます。

説明は以上でございます。

○田口委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんか。

○重松委員 今御説明いただきました高鍋農業の6次産業化の食品の種類というのは、大体どんなものでございましょうか。

○谷口学校政策課長 みやざきブランド農産品で上げておられます、40種目ぐらいございますが、その中のナスとか、キュウリとか、トマトとか、イチゴとか、そういうブランド農産品をつくるのが今後大事だということで、そういうものをつくって実習で販売するというのを考えております。

○重松委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

○田口委員長 ほかにございませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、報告事項に関する質疑は終了いたします。

次に、その他の報告事項に関する説明を求め

ます。

○入倉財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

「常任委員会資料」の8ページをお願いいたします。

「公立学校施設の耐震化の状況について」であります。

本県における公立学校施設の耐震化につきましては、計画的に推進しているところであります。

全国の耐震化の状況につきましては、文部科学省のデータ公表が例年8月になりますことから、木県分についてのみ御説明いたします。

それでは、表をごらんください。

平成25年4月1日現在の状況であります。県立学校におきましては、対象となる建物の総数、A欄対象棟数625棟に対しまして、B欄耐震対策済棟数は607棟であり、耐震化率は、97.1%、前年度比プラス3.5ポイントとなっております。

市町村立小中学校につきましては、精査中のため暫定値であります。対象となる建物の総数、A欄対象棟数1,720棟に対しまして、B欄耐震対策済棟数は1,569棟であり、耐震化率は、91.2%、前年度比プラス3.8ポイントとなっております。

なお、公立学校の耐震化について、国は、平成27年度末までに完了することを目標としておりますが、県立学校につきましては、2年前倒しして整備を行い、本年度に完了する予定であります。

説明は以上であります。

○田口委員長 ありがとうございます。その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんか。

○徳重委員 耐震化の問題でお尋ねしますが、県立学校についてはほぼ完全という状況になってきたのかなと、こう思ってますが、一番危険度の高いといったほうがいいかもしれませんが、小中学校、これが今年度で目標が91%、まだ10%近く残ってます。これについて今の流れでいきますと、今の説明ですと、まだ3年ぐらいかかるのかなというような理屈ですよ。少なくとも高校は子供さんたちも大きいわけですが、小中学校は小さいわけ。何とかできないものかと思いますが、どう考えますか。

○入倉財務福利課長 市町村立小中学校につきましては、これまでも文部科学省と連携しまして、直接市町村を訪問しまして、市町村長や教育長と意見交換会等を行いまして、早期の耐震化が進むようお願いをしているところであります。引き続き個別訪問とか、施設担当者等の説明会等でもお願いをしていきたいと考えているところであります。特に、27年度までに有利な財政措置等もございますので、その辺を指導、助言していきたいと考えております。以上です。

○徳重委員 どうなんでしょう、私もちょっと考えてるんですが、小中学校は閉校になる学校とか、いろいろあるんじゃないかなと、こう思っているんです。そういったものが全部入ってるんじゃないかなと、こう思ったときに、学校の合併とか、閉校していく、そういった類いの学校もこの中に入っていると理解していいかどうか。

○入倉財務福利課長 委員おっしゃるとおりでありまして、耐震化が進まない理由にはさまざまな理由がございます。今おっしゃったように、少子化に伴いまして児童生徒数の減少がありまして、学校の統廃合とか、小中一貫校等の再編整備、その方針決定に時間を要しているために

計画がなかなか進まないというようなこともございます。そういった御指摘のような問題もございますので、なかなか進んでいないという部分があるかなとは思っております。

○徳重委員 いいです。

○田口委員長 ほかにございませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、その他の報告事項についての質疑は終了いたします。

次に、請願の審査に移ります。

まず、継続請願、請願第26号について、委員からの質疑はありませんか。お手元に資料があります。質疑はございませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、26号に関する質疑は終わります。

次に、継続請願、請願第27号について、質疑はございませんか。ございませんか、よろしいですか。では、質疑を終了しますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、質疑を終了します。

それでは、その他で何かございませんか。

○徳重委員 文化財課にお尋ねしたいと思いますが、今回は河川の文化財発掘ということでございました。東九州高速道路につきましては、ほとんど終わっておりますので問題ないんですが、私たちの都城市に都城志布志道路というのが今一生懸命やっただいてありますが、全然上がってきてないんです。県単の事業もあるわけですから、当然出てくるのかなと期待をしてみたんですが、これはどうなってるのか、志布志道路に関する発掘調査の状況をちょっと教

えてください。

○**田方文化財課長** 都城志布志道路につきまして、国土交通省からの依頼があったものについては、実際にはやってるわけでございますけれども、昨年度も志布志道路をやっておりますけれども、ちょっとお待ちください、資料を。済みません。国道のほうでは、都城道路につきましては、25年度としましては3,000平米ほどの西原第2遺跡というのがございますけれども、この遺跡の発掘調査をする予定で、実際にはやってるところでございます。この調査期間としては5カ月ぐらいかかるんですけれども、この道路の関係では、まず用地の買収とか、そういうのが終わりました、私たちのほうが発掘に入れるということで、予算上は措置をしてるところでございます。

○**徳重委員** 西原というのは、地域はどこでしょうか。

○**田方文化財課長** 西都城よりも南側になるところになります。済みません。蓑原地区になるということになります。

○**徳重委員** はい、いいです。

○**田方文化財課長** この発掘調査の史跡の名前というのは、特徴を捉えて西原第2遺跡とか言っておりますので、実際には蓑原地区の道路の発掘調査3,000平米ということで整備をしてるところであります。

○**徳重委員** はい、わかりました。いいです。

○**田口委員長** その他でほかにございませんか、よろしいですか。では、以上で締めますけど。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時10分再開

○**田口委員長** それでは、委員会を再開いたします。

それでは、今回、当委員会への報告事項等について、局長の説明を求めます。

○**濱砂企業局長** 企業局でございます。よろしくお願ひします。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

さきの県南調査におきまして、田口委員長様を初め、各委員の皆様には、綾第二発電所と、それから日南ダム地点の今度の小水力発電所の建設予定地を調査いただきました。ありがとうございました。企業局といたしましては、委員の皆様のお指導、御支援を賜りながら、今後とも事業の円滑な推進に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日御報告いたします項目につきまして、説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料を1枚めくっていただきまして、目次をごらんください。

企業局では、今回は議案はございませんが、提出報告書関係が2件、それからその他の報告事項が3件、合計5件でございます。

まず、大きな1番の提出報告書関係でありまして、1つは、「平成24年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書」、それからもう一つが「平成24年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書」でございます。

これらは、平成24年度予算に計上いたしました経費のうち、今年度に繰り越したものにつきまして、地方公営企業法第26条及び同法施行令第18条の2の規定により報告をするものでござ

います。

次に、大きな2番のその他の報告事項でございますが、1つは、本年度をもちまして、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設、河川敷のゴルフ場でございますが、ここの第2期の指定管理者の指定期間が終了いたしますことから、現在、準備を進めております第3期の指定について報告をさせていただくものでございます。

2つ目は、国における電力システム改革の動向について御報告をさせていただきます。

3つ目は、去る5月14日に綾第二発電所で実施いたしました発電所施設の見学ツアーについて報告をさせていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、担当課長の方から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○**田口委員長** ありがとうございます。局長の概要説明が終了いたしました。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○**緒方総務課長** それでは、平成24年度宮崎県公営企業会計（電気事業）に係る予算繰越について御説明をいたします。

お手元の「平成25年6月定例県議会提出報告書」というインデックスがついてある資料があると思いますけれども、その19ページ、青いインデックスで別紙5と表示してあるところをごらんいただきたいと思います。

予算繰越計算書でございます。別紙5でございます。

これは、ダム管理者であります県土整備部が実施しておりますダム施設整備事業につきまして、祝子ダム、立花ダム及び綾北ダムの3カ所におきまして改良工事等を行うものでありますけれども、県土整備部によりますと、祝子ダムと綾北ダムにおきまして、関連する業務に不測

の日数を要するなど、予算の繰り越しを行う必要が生じたことから、事業の一部を負担しております企業局におきましても、繰り越しを行ったものであります。

繰越額は、予算計上額8,945万7,000円から、支払義務発生額2,942万9,000円及び不用額342万円を差し引きました5,660万8,000円を今年度に繰り越したものであります。

なお、事業の完了は、両ダムとも、来年2月を予定しております。

続きまして、継続費の繰り越しについて御説明をいたします。

次のページ、青いインデックスで、別紙6と表示しているところをごらんいただきたいと思います。

継続費に係る繰越計算書でございます。

今回繰り越しを行いましたのは、「綾第二発電所配電盤改良工事」と「立花発電所入口弁取替工事」の2件でございます。

まず、表の1段目の「綾第二発電所配電盤改良工事」でございますが、この工事は、綾第二発電所の発電機等に係る制御及び保護用配電盤が機器更新以来24年を経過いたしましたことから、全面的に更新するもので、平成24年度から26年度までの3カ年間の事業としております。

継続費の総額は4億9,450万9,000円で、平成24年度予算としましては、出来高等を考慮いたしまして、1億7,347万4,000円を計上してございましたけれども、受注者より支払いの請求がなかったことから、その全額を繰り越しております。

なお、現在は、1号発電機及び送電線関連配電盤の工場製作を行っているところであります。全ての工事の完了は、平成27年の3月を予定しております。

次に、表の2段目、「立花発電所入口弁取替工

事」でございますが、これは立花発電所の水車に水を供給・停止するための入口弁が経過年数50年を経過いたしまして老朽化しておりますことから、弁を取りかえるもので、平成24年度から25年度までの2カ年間の事業としております。

継続費の総額は1億8,746万5,000円で、平成24年度予算といたしましては、出来高等を考慮いたしまして6,448万8,000円を計上しておりますけれども、受注者よりこれも支払いの請求がなかったことから、その全額を繰り越したものでございます。

なお、現在は、入口弁の工場製作を行っているところでありまして、全ての工事の完了は予定どおり、来年3月を予定しているところでございます。

私からの説明は以上であります。

○田口委員長 ありがとうございます。報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

○徳重委員 ただいま説明をいただいたところですが、それぞれ相当の繰り越し、この電気事業ですが、1億7,000万、あるいは6,400万という大きな金額ですが、受注された事業所が予定どおり仕事が進まなかったのか、何かその過程でトラブルがあったのか、当然こんな大きな額ですから、一部でも入金してくれとか、いろいろあってしかるべきじゃないかなと考えたものですから、一切何もなかったものか、ちょっとそこを。

○山下施設管理課長 まず、工事の進捗についてでございますが、これは最初の配電盤のほうで3カ年間、それから入口弁のほうで2カ年間の工事になっておりまして、当初契約した後は現地の調査をいたしまして、設計等を行います。

それで、現場のほうの工事がございません。設計等に係るところが主になるものですから、初年度については、特にそれで経費が大きくなって、事業者が困ってるという状況ではございません。事業者のほうも県外の大手さんになりますので、それで資金的にも県内の小さな会社のように資金がなくて困るということもございませんので、事業者のほうからも特に請求がなかったということで、今回全額を繰り越すものでございます。

○徳重委員 はい、いいです。

○田口委員長 よろしいですか、ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、報告事項についての質疑は終了いたします。

次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○新穂経営企画監 私から、「一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設における指定管理者の第3期指定について」報告いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の第2期指定期間が今年度までとなっておりますことから、来年度からの第3期指定管理者を募集するものです。

1、管理運営実績についてであります。1) 指定管理業務の概要にありますように、ゴルフコース、サービスセンター及び駐車場を管理してもらいます。

(2) 施設利用状況は表にありますとおり、指定期間の初年度であります平成21年度は4万808人の利用がありましたが、徐々に減少し、昨年度は3万2,489人となっております。

施設の収支状況は、平成21年度と24年度は黒

字、22、23年度は赤字となっております。

管理運営状況としましては、各種の割引料金やポイントサービス、主催コンペの実施や幹事お任せセンターの運営などを行っております。

評価としましては、さまざまなコンペや料金割引などサービス向上に努めており、施設の管理も適切に行われておりますが、口蹄疫や天候不順の影響により利用者数、利用料金収入とも減少していることから、一層の利用促進や効率化に努める必要があると考えております。

2ページに移りまして、2の次期の募集方針(案)についてですが、まず業務の範囲は、施設の利用許可や料金の收受など施設の利用に関する業務、施設の維持及び保全に関する業務、レストランの運営などその他施設の運営に関する業務であります。

(2)の指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間で、利用料金は、全て指定管理者の収入とします。

指定管理者から、企業局に納付金を納めてもらいますが、基本納付額は年額2,000万円とし、年間利用者数が3万3,500人を超えた場合は、超えた人数に対して1人当たり1,000円の追加納付をしてもらいます。

リスク管理と責任分担については、表に示すとおりですが、特に①の施設等の損傷に関しては、1件当たりの修繕費が100万円未満のものは指定管理者、100万円以上のものは企業局の分担とし、さらに指定管理者の年間上限額を200万円までと設定しております。

3ページをお開きください。

(6)募集について、募集期間は7月1日から8月30日としております。

資格要件については、①にありますように、宮崎県内に事業所・事務所を有するか、または

指定を受けた場合には県内に事業所等を設置することを条件としております。②から⑧は、一般的な事項であります。

(8)の選定のうち、①選定方法ですが、一次審査では、資格確認などの書類審査とし、二次審査ではヒアリングを行います。

②指定管理者候補者選定委員会の委員は、表のとおりです。特に、女性ゴルファーの立場から、ゴルフ協会の競技員であります松村様に入ってくださいました。

4ページに移りまして、(9)選定基準としましては、①平等性、②施設の効用の発揮、③経費の縮減、④経理的基礎と管理運営能力、⑤地域への貢献といった点を上げております。

審査項目と配点については表のとおりですが、左の欄にある先ほどの選定基準ごとに、真ん中の欄に上げたような視点で審査し、採点します。また、選定基準ごとの配点は表のとおりですが、②の事業計画と④の管理運営能力にウエートを置いた配点としております。

3、スケジュールですが、募集期間を7月1日から8月30日とし、7月31日に現地説明会を予定しております。9月に一次審査、10月に二次審査を行い、11月県議会に指定管理者候補者を提案し、承認が得られれば、3月に基本協定を締結する予定としております。

指定管理者の指定についての報告は以上であります。

引き続き、企業局の今後の電気事業のあり方にも影響がありますことから、「電力システム改革の動向について」説明いたします。

委員会資料の5ページをごらんください。

これまでの経緯ですが、昨年2月から約1年間かけて、経済産業大臣の諮問機関であります「総合資源エネルギー調査会」の「電力システ

ム改革専門委員会」で検討を重ね、ことし2月に報告書が取りまとめられました。

この報告書をもとに「電力システムに関する改革方針」が閣議決定され、「電気事業法の一部を改正する法律案」が今国会に提出されているところです。

改革の目的としましては、まず平常時、非常時における電力の安定供給の確保がありまして、次に競争促進や投資の適正化による電気料金の抑制、3つ目に、需要家が購入先を選定できるようにすることや他業種からの参入などで技術革新を誘発するようなシステムを実現することとなっております。

3番の改革の3本柱は、広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保となっておりますが、これについては、6ページのほうで具体的に説明いたします。

6ページの4、改革の進め方ですが、さきの3つの柱を着実に実行するために、3段階に分け、各段階で課題の検証と必要な措置を講じながら進めることとされております。

まず、第1段階の広域系統運用機関の設立ですが、東日本大震災を教訓に、電力会社の供給区域を超えて広域的な電力融通の指示ができる機関を平成27年をめどに創設するというものです。この部分が、今国会に提出されている「電気事業法改正案」の本則に当たる部分でありまして、次に説明します第2段階、第3段階は、附則部分に、改革のプログラムとして記載されております。

第2段階の小売参入の全面自由化ですが、1つ目の小売業への参入の全面自由化といたしますのは、現在は50キロワット以上の大口需要家に限り、電気の購入先を選択できますが、これを

一般家庭も含めた全ての需要家に広げるといふものです。

2つ目の発電の全面自由化といたしますのは、電力会社へ卸供給することを目的とした卸電気事業などの制度を廃止するもので、現在、公営電気などが適用している電力会社との長期契約や総括原価に基づく料金算定などの法的根拠がなくなることとなります。これらの実施のめどを平成28年とし、来年の通常国会に法案を提出することとされています。

第3段階の法的分離と小売料金の全面自由化ですが、1つ目の送電分離とは、現在、電力会社が発電から、送電、配電、小売まで一貫して実施しているのを、送配電線を新規参入事業者などが利用しやすくするために送配電部門を独立させ、法的に別会社にするというものです。

2つ目の小売料金の全面自由化とは、家庭向けも含めて、全ての電気料金を自由化するというもので、これらの実施のめどを平成30年から32年とし、平成27年の通常国会で法案の提出を目指すとされています。

電力システム改革の動向は以上のとおりですが、これらの改革に対して企業局としてどう対応していくかなど、局内に独自の勉強会を設置して検討するとともに、全国の公営電気事業者の組織を通して情報交換に努めるなど、的確に対処してまいりたいと考えております。

以上、説明を終わります。

○**本田工務課長** それでは、「発電所施設見学ツアー」について報告いたします。

資料の7ページをごらんください。

1の目的にありますように、発電所施設見学ツアーは、二酸化炭素をほとんど発生しないクリーンなエネルギーである水力発電所の仕組みやダム役割についての理解を深めまして、環

境保全に対する意識の啓発に資するとともに、企業局の事業をわかりやすく伝えることを目的として実施しているものであります。

この見学ツアーは、平成11年度から実施しており、今同で24回を数え、見学者は延べ1,284名となっております。

2の実施概要であります。開催方法は、昨年度から社会科授業の一環として行っております。

今年度は、第1回目としまして5月14日に国富町の森永小学校4年生、5年生、36名の参加で、綾第二発電所で開催いたしました。

第2回目は、7月上旬に西都市の三財発電所において実施予定であります。

なお、アンケート調査をしましたので、意見の一部を紹介いたしますと、「水の力で発電しているのがすごかった」「水車室に入った途端、大きなゴオーと聞こえたのでびっくりしました」「電気は川の水からできているんだなと感じました」などの声を寄せていただきました。

下のほうに掲載しております写真は、当日の状況を撮影したものであります。

発電所の見学とあわせまして、参加者に川への親しみを持ってもらうため、稚魚の放流を行いました。子供たちの喜ぶ声や姿が多く見られまして、好評のうちに終了することができました。以上でございます。

○田口委員長 ありがとうございます。その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○徳重委員 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設でございますが、ことし、24年度175万4,000円の黒字ということで決算ができてるよ

うですけど、どこのゴルフ場も非常に安くサービスをしております、恐らくあとを引き継いでくださる人がおののかなという心配を私はしてるんですが、前回は何社申し込みがあったもののなかでしょうか。

○新穂経営企画監 過去2回指定管理をしてみましたが、1回目のときは2社応募がありました。2回目は、説明会には2社来てみましたが、最終的には申請は1社だけということで、今の指定管理者が申請しております。

○徳重委員 今回も今の指定管理者がやっていただければそれでいいんですが、せっかくなつくた施設ですが、もしいかなかった場合は、これはどうされる予定ですか。

○新穂経営企画監 条例の仕組み上は、指定管理者を募集して、もし指定管理者がいなかった場合の対応につきましては、これは公募ですので、公募して応募者がいないということですが、公募していなかった場合は、こちらのほうで適当な受けてくれる方を探して、意向を確認して、もし相手がよければそういう申請をしていただくというような手続を踏むことになっております。

○徳重委員 特定の人をお願いして、その人も受けないといったときの対応についてどう考えていらっしゃいますか。

○新穂経営企画監 その場合は、企業局が直営で管理をすることになると思います。県外の公営のゴルフ場でも同じような事例がありまして、指定管理者が1年間決まらなかったという事例がよその県にありますけれども、その場合は直営でやりまして、実際はコース管理とか食堂とか、それぞれの部門ごとに外部委託をするというような形態で1年間運営をしたということがありますので、同じような形態になると思いま

す。

○徳重委員 はい、いいです。

○田口委員長 よろしいですか。

○松村委員 ここは太陽光パネルもありましたよね。これは駐車場にあったようにありましたが、駐車場の中に入ってるんですか、指定管理者の方が太陽光からの売電の収入というのと同じように管理の中に入るんですかね。

○新穂経営企画監 まず、駐車場に太陽光パネルが設置されております。そして、屋根つき駐車場という形にしていますので、下に車がとめられるような形になります。

ただ、太陽光発電設備管理そのものは、局のほうで直営で管理をしております。発生した電気ですけれども、発電した電気は、まずクラブハウスのほうで使います。指定管理者は、その発電した電気ですり足りない部分を九電から買うということになると思います。

○松村委員 以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○重松委員 同じくスポーツレクリエーション、一ツ瀬です。4ページ目の(10)の審査項目なんですけれども、⑤番の地域への貢献等というところの一番最後の段に、障がい者への就労支援への対応といういいことが書いてあります。これにつけ加えてまして、例えば服役を終えて出てこられた方が更生するために、就労が非常に少なくて厳しい状況であるというお声をちょっと聞いたことがあるものですから、そういう方々も何らかの形で就労の対象にはならないのかなということ、ここだけに限らず、いろんな形の指定管理の条件の中に入れ込めないだろうかというちょっとお話があったものですから、すぐには無理でしょうけど、今後御検討はいかがでしょうかと思います。

○新穂経営企画監 今のお話は初めてちょっと伺ったことなんですけれども、障がい者就労については前回も同様に、ずっと条件として明示しておりますけれども、それ以外の部分については提案者のほうの審査の評点の中に入りますので、そういう評点部分を候補者選定委員の方が評価されれば、当然この点数が上がるというような仕組みにはなっております。

○重松委員 ということは、つまりこの条件の中に書き込むことができるということですかね。

○新穂経営企画監 条件につきましては、ここに書いてあるとおり、余り細かくいっぱい書けませんので、これに書くことはちょっとできないと思いますけれども、審査をしていただく段階で、そういう点があれば評価をしていただきたいというようなことは委員の方に言えるということです。

○濱砂企業局長 これ個別の指定管理の募集でありますので、ここで一般的に申し上げることはできませんが、同じような趣旨は、例えば商工観光労働部あたりから経営者の団体とか、そういうところを通じて、ほかの団体も含めて、一斉にそういう趣旨で、経営者に配慮していただくように、そういう行政指導と申しますか、そういうこととしてやるべき話だと思っております。今回は一応公募をかけたので、提案がありますから、提案にもしそういうような方々の声について触れておれば、それはプラスの要素として採点するということになるかと思っております。

○重松委員 はい、わかりました。よろしくお願いたします。

○田口委員長 ほかにございませんか、よろしいですか。

○二見副委員長 最後に、この一ツ瀬川の4年間の経緯についてちょっと教えていただきたい

んですけれども、これは指定管理を受けての4年間だと思うんですが、22年、23年度のところがいろいろとあって、経営が厳しかったというときに、管理者側としてはいろんな顧客確保とか、いろんなのに取り組まれていらっしゃると思うんですけれども、そのときにされた内容というのがちょっと今わかれば教えていただきたいんですけれども。

○新穂経営企画監 誘客対策そのものは、本来指定管理者の業務だというふうに整理をしております。

ただ、そうはいいましても、施設を設置している以上、やはり県民の皆さんになるだけたくさん使っていただくという必要がありますので、企業局としましては、施設の有効活用を図るという観点からいろいろやっております。例えば、この期間ずっとやってきておりますのは、企業局がスポンサーになって参加費が無料になるコンペを継続してやっております。

それから、去年は、特にまたその回数をふやしたりしております。

それから、新聞広告を出したり、あるいはダイレクトメール、こういったものを出したり、そういったことをやっております。

○二見副委員長 はい、ありがとうございます。

○田口委員長 よろしいですか、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、その他の報告事項についての質疑は終了いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 よろしいですか、縮めてもいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 じゃ何もありませんので、それでは以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。ありがとうございます。

午後1時44分休憩

午後1時48分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、20日に採決を行うこととし、再開時刻を13時としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。ありませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、以上をもちまして本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後1時49分散会

平成25年6月20日(木曜日)

午後1時30分再開

出席委員(7人)

委員	長	田口雄二
副委員	長	二見康之
委員		福田作弥
委員		中村幸一
委員		松村悟郎
委員		重松幸次郎
委員		徳重忠夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	鬼川真治
政策調査課主幹	牧浩一

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号及び報告第1号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び報告第1号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第26号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時32分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

請願第26号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 挙手全員によりまして、請願第26号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第27号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時33分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

請願第27号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田口委員長 挙手全員によりまして、請願第27号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はありますか。

暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時43分再開

○田口委員長 では、委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのようにいたします。

再びですが、暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時48分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

7月24日の閉会中の委員会につきましては、警察学校の調査を実施することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 そのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。県外調査につきましては、10月23日から24日にかけて実施することとなっておりますが、詳細につきましては正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いた

します。

なお、具体的な行程等につきましては、後日御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

その他何かございませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 では、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時49分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 田 口 雄 二

